

業務委託契約へのスライド条項適用の手引き

令和 8 年 1 0 月

館山市総務企画部行革財政課

目 次

1	定義	1
2	適用対象契約	2
3	入札公告等における明示方法	2
4	スライド額の協議	3
	（１）事前打合わせ【市及び受注者】	3
	（２）スライド協議の請求【市又は受注者】	3
	（３）スライド額の基準日及び協議開始日の設定【市】	3
	（４）スライド額の算定【市】	3
	（５）スライド額の協議【市及び受注者】	4
5	スライド対象経費、賃金水準、スライド額算定の基礎となる資料	4
	（１）スライド対象経費	4
	（２）賃金水準	4
	（３）スライド額算定の基礎となる資料	4
6	スライド額の算出	5
7	変更契約	8
8	賠償金等	8
9	スライド協議から契約変更に至るまでの事務手続の流れ（フロー図）	9
	（１）受注者が請求する場合	9
	（２）館山市が請求する場合	10
10	予算措置について	11
	（１）長期継続契約の場合	11
	（２）債務負担行為の場合	11

【別紙】

（別紙１）賃金水準等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項	12
（別紙２）賃金水準等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第１条に係る特記仕様書	13
（別紙３）入札・プロポーザル参加にあたっての注意事項	14
（別紙４）見積書提出にあたっての注意事項	15
（別紙５）労働者への適切な賃金の引き上げについて	16

【様式】

(様式１－１)	[受注者からの請求] スライド額協議請求書
(様式１－２)	[市からの請求] スライド額協議請求書
(様式２)	[市→受注者] スライド額協議開始日等通知書
(様式３)	[市→受注者] スライド額協議書
(様式４)	[受注者→市] スライド額承諾書
(様式５)	[市→受注者] スライド額通知書

本手引きは、複数年にわたる業務委託契約へのスライド条項の適用について、スライド額の算定方法や、発注者及び受注者間における協議の進め方等を整理するとともに、本市における複数年の業務委託契約において、賃金水準等の変動を適切に契約金額に転嫁するため、一定の標準的なルールを定めるものです。

なお、契約内容によっては、材料費やエネルギー費などの物価水準の変動を反映するスライド条項を設定する場合があります。詳細は入札公告等をご確認ください。

1 定義

(1) スライド条項

委託開始日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準等の変動により契約金額が不適当となった際に、発注者又は受注者が相手方に対して契約金額の変更を請求することができる条項。

「賃金水準等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」（別紙1）

(2) スライド特記仕様書

「賃金水準等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」（別紙2）

(3) スライド協議

発注者又は受注者がスライド条項の規定により行う契約金額変更の協議

(4) スライド額

賃金水準等が変動し、その変動額が一定以上となった場合に発生する契約金額の変更額

(5) 増額スライド

スライド額を算定した結果、増額すべき額（契約金額の増額）が発生するスライド
この場合における請求者は、受注者となる。

(6) 減額スライド

スライド額を算定した結果、減額すべき額（契約金額の減額）が発生するスライド
この場合における請求者は、発注者（市）となる。

(7) 請求日

発注者又は受注者がスライド協議を行うためスライド額協議請求書を提出した日

(8) 基準日

スライド額を算定する基準となる日。委託開始日から12か月経過した日以降とする。

ア 原則として請求日とする。

イ 上記により難しい場合は、請求日以降の日で、発注者と受注者とが協議して定める日とすることができる。

2 適用対象契約

複数年（委託期間が14か月以上※1）にわたる業務委託契約で予定価格が500万円以上のものであり、履行の途中で残業務量の確認、計算ができるもの※2のうち、次の業務を対象とします。なお、長期継続契約、債務負担行為の別は問いません。

（1）建物管理・清掃

（2）警備・受付・施設運営

※1 委託開始日から12か月経過後に請求可能となります。なお、請求時点で2か月以上の残委託期間が必要となります。

※2 スライド適用時点での残業務量が確認できた上で、その残業務量を経費ごとに金額に換算し、残契約額として算出できる必要があります。

※3 上記以外の業務委託契約であっても、発注者が必要と判断し、かつ任意の日（基準日を想定）において、契約数量について未履行部分と履行済部分が明確に確認できるものについては、対象とすることができます。

※4 指定管理業務は業務委託契約ではないため、本制度の適用とはなりませんが、指定管理業務についても、指定期間中の賃金水準、物価、原材料価格、エネルギーコスト等の変動を踏まえ、指定管理料の取扱いを適切に検討してください。指定管理者の募集及び協定の締結に当たっては、これらの変動に係るリスク分担、対象経費、見直しの条件及び協議方法等を、募集要項、仕様書又は協定書等において、あらかじめ定めるよう努めてください。

3 入札公告等における明示方法

スライド条項の適用対象となる契約は、入札公告・指名通知・プロポーザル方式における募集要項等（以下「入札公告等」という。）の際に、次のア～オの方法で、入札公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書においてスライド額の算定方法等を明示します。

※入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、スライド条項の適用対象とはなりません。

ア 入札公告等に「本契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準等の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。」等の文言を記載

イ 事業者が依頼して価格を積算する場合は、「見積書提出にあたっての注意事項」（別紙4）を添付

ウ 入札公告等に「入札・プロポーザル参加にあたっての注意事項」（別紙3）を添付

エ 仕様書に「スライド特記仕様書」（別紙2）を添付

オ 契約書案に「スライド条項」（別紙1）を添付

4 スライド額の協議

(1) 事前打合わせ【市及び受注者】

変更契約の事務手続を円滑に進めるため、スライド協議の請求可能日の1か月前（委託開始日から11か月経過後）を目途に、市と受注者で事前打合わせを行い、事前に試算したスライド額等を確認し、手続きに係る準備を進めてください。

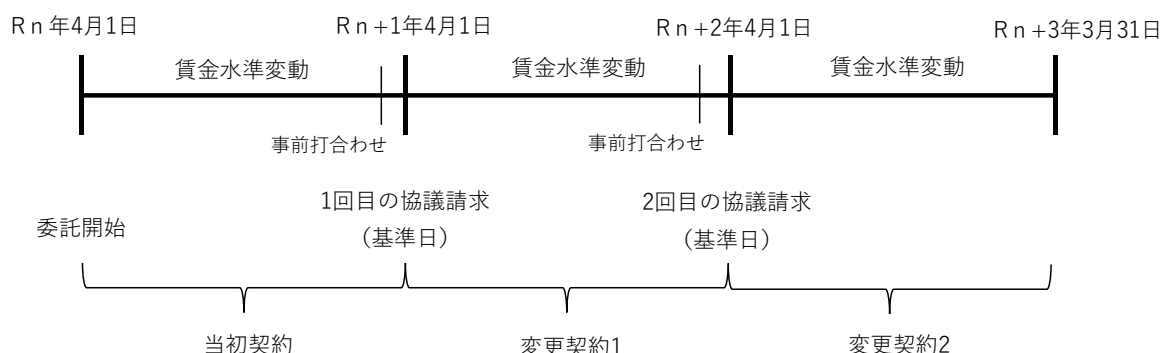
(2) スライド協議の請求【市又は受注者】

スライド協議の請求は、スライド額協議請求書（様式1-1又は1-2）により行うこととし、委託開始日から12か月（2回目以降は前回スライド基準日から12か月、以下同じ。）経過後から可能です。

なお、請求に際しては、残りの委託期間が基準日から2か月以上あることが必要です。

【スライド協議の例】

- ・委託期間：令和n年4月1日から令和n+3年3月31日まで（36か月）



1回目スライド協議：令和n+1年4月1日から協議の請求可能（原則として請求日＝基準日）

2回目スライド協議：令和n+2年4月1日から協議の請求可能（原則として請求日＝基準日）

《注意》

当初契約が債務負担行為（議決）によるもののうち、変更契約日の属する年度以降の変更をしようとする場合は、再度債務負担行為の議決が必要となります。

詳細は11ページ参照

(3) スライド額の基準日及び協議開始日の設定【市】

市から受注者に対し、スライド額の基準日及びスライド協議開始日について、スライド額協議開始日等通知書（様式2）により通知します。

(4) スライド額の算定【市】

市は、スライド特記仕様書で明示した賃金水準及びスライド額算定の基礎となる資料を用いて、スライド額を算定します。

(5) スライド額の協議【市及び受注者】

算定したスライド額について、市と受注者がスライド額協議書（様式3）により協議します。

内容に異議のない場合は、回答期日（スライド額協議書通知日から起算して14日目）までに承諾書（様式4）を提出してください。回答期日までに承諾書の提出がない場合は、スライド条項第1条第3項ただし書きの規定に基づき、市から受注者に対し、スライド額通知書（様式5）によりスライド額を通知します。

※スライド額が0又はマイナスになる場合は、「スライド額＝0円」として協議を行います。

※具体的な事務手続きの流れについては、「9 スライド協議から契約変更に至るまでの事務手続きの流れ（フロー図）」参照。次回以降の再スライドについても、上記と同様に取り扱うものとします。

5 スライド対象経費、賃金水準、スライド額算定の基礎となる資料

スライド対象経費、スライド額算定の基礎となる資料及び賃金水準は、案件ごとにスライド特記仕様書において明示します。なお、これらは入札公告等を行った後に変更することはできません。

(1) スライド対象経費

スライド対象経費は、契約金額（未履行分）のうち直接人件費並びに物品費、業務管理費及び一般管理費になります。

なお、従事者人数（歩掛）等の変更については考慮するものではありません。

(2) 賃金水準

賃金水準は、次のいずれかとなります。

- ・千葉県最低賃金
- ・民間給与実態調査（千葉県人事委員会公表）
- ・その他

千葉県最低賃金又は民間給与実態調査（千葉県人事委員会公表）以外に、国又は県等が公表する指標で、業務内容に即した別の賃金水準

(3) スライド額算定の基礎となる資料

スライド額算定の基礎となる資料は、原則として本市設計書を使用します。

ただし、本市設計書によることができない場合に限り、受注者から入札（見積）時に提出される積算内訳書等を使用します。

6 スライド額の算出

次式によりスライド額を算出します。なお、受注者の負担は、変動前契約金額の 1,000 分の15とします。

※受注者の負担割合については、既に建設工事で運用をしている全体スライドの受注者負担割合を参考にしています。

(1) 増額スライド額の場合

$$S \text{ 増} = [P 2 - P 1 - (P 1 \times 15 / 1,000)]$$

(2) 減額スライド額の場合

$$S \text{ 減} = [P 2 - P 1 + (P 1 \times 15 / 1,000)]$$

※ 上記の式において、S 増、S 減、P 1 及び P 2 は、それぞれ次の額を表すものとします。

S 増：増額スライド額

S 減：減額スライド額

P 1（変動前契約金額）：契約金額から基準日における履行済部分に相応する契約金額を控除した額

P 2（変動後契約金額）：基準日時点の賃金及び物価等を基礎として算出した P 1 に相当する額（※（3）により算出）

※ $(P 2 - P 1) \leq (P 1 \times 15 / 1,000)$ の場合、スライドは発生しません。

(3) P 2 は、次の①～④を合計した額とする

- ①直接人件費： P 1 のうち、直接人件費の額に賃金水準の変動率（小数第 4 位を四捨五入する）を乗じた額
- ②物 品 費： P 1 のうち、物品費の額に消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）の変動率（小数第 4 位を四捨五入する）を乗じた額
- ③業務管理費： P 1 のうち、直接人件費（物品費がある場合はそれを加えた和）に対する業務管理費の割合を算出し（小数第 4 位を四捨五入する）、基準日時点の直接人件費（物品費がある場合はそれを加えた和）にその割合を乗じた額
- ④一般管理費： P 1 のうち、直接人件費（物品費及び業務管理費がある場合はそれを加えた和）に対する一般管理費の割合を算出し（小数第 4 位を四捨五入する）、基準日時点の直接人件費（物品費及び業務管理費がある場合はそれを加えた和）にその割合を乗じた額

(4) スライド額の算出に当たって生じた小数点以下の取扱いは次のとおりとします。

- ア 消費税及び地方消費税相当額：1 円未満の端数については切り捨て
- イ それ以外の計算時に生じたもの：1 円未満の端数については四捨五入

【スライド額の計算例】

(例1) 履行期間：令和n年6月1日～令和n+3年5月31日(36か月)

契約金額：7,580,100円(直接人件費：4,860,000円、物品費：291,000円、

業務管理費：780,000円、一般管理費：960,000円、消費税：689,100円)

1 1回目のスライドによる変更契約 (基準日：令和n+1年6月1日)

◆P1の算出(未履行部分 24か月)

変動前契約金額

直接人件費	3,240,000円	
物品費	194,000円	
業務管理費	520,000円	
一般管理費	640,000円	
計(税抜)	4,594,000円	
消費税	459,400円	
合計(税込)	5,053,400円	

業務管理費率	0.151	業務管理費÷(直接人件費+物品費) ※小数第4位を四捨五入
一般管理費率	0.162	一般管理費÷(直接人件費+物品費+業務管理費) ※小数第4位を四捨五入



◆P2の算出

(1回目のスライド協議、賃金水準5%、消費者物価指数3%上昇した場合)

変動後契約金額

直接人件費	3,402,000円	$3,240,000 \times 1.05$
物品費	199,820円	$194,000 \times 1.03$
業務管理費	543,875円	$(3,402,000 + 199,820) \times 0.151$
一般管理費	671,603円	$(3,402,000 + 199,820 + 543,875) \times 0.162$
計(税抜)	4,817,298円	
消費税	481,729円	
合計(税込)	5,299,027円	

スライド額算出		
変動前契約金額 (P 1)	5,053,400円	
変動後契約金額 (P 2)	5,299,027円	
受注者負担分	75,801円	(P 1) 変動前契約金額 × (15 / 1,000)
スライド額 (変更額)	169,826円	(P 2) (P 1) (P 1 × 15 / 1,000) 変動後契約金額 − 変動前契約金額 − 受注者負担分

7 変更契約

市と受注者との協議が整った場合は、速やかに変更契約を締結します。

なお、スライド条項の適用により契約金額が増額となる場合は、変更契約の締結時に、市から受注者へ「労働者への適切な賃金の引上げについて」（別紙5）を交付します。

これは、国土交通省が「技能労働者への適切な賃金水準の確保」及び「労務費へのしわ寄せ防止」を重要な政策課題として位置付けていることを踏まえ、スライドによる増額分のうち労務費に相当する部分について、業務に従事する労働者の賃金水準の向上や処遇改善に適切につながるよう、受注者へ周知するものです。

受注者においては、スライドによる契約金額の増額が、単なる受注者の負担軽減にとどまることなく、業務に従事する労働者の賃金水準の向上や処遇改善につながるよう、適切な対応に努めてください。

また、発注担当課においては、変更契約の締結時に、受注者に対し本制度の趣旨について説明するとともに、以下の事項について周知してください。

- ・スライドによる増額分を踏まえ、労働者の賃金水準の引上げや処遇改善について適切に検討すること。
- ・下請契約等を締結している場合は、必要に応じて下請事業者への適切な反映について配慮すること。
- ・労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分について、下請事業者等への一方的なしわ寄せが生じないよう配慮すること。

本制度は、受注者に対して賃金の引上げを法的に義務付けるものではありませんが、スライド制度の趣旨が、物価変動等による受注者の負担軽減のみならず、業務の担い手確保や労働者の処遇改善につながることを目的としていることに留意してください。

※当初契約が債務負担行為（議決）によるもののうち、変更契約日の属する年度以降の変更をしようとする場合は、変更契約の締結前に再度債務負担行為の議決が必要となります。

8 賠償金等

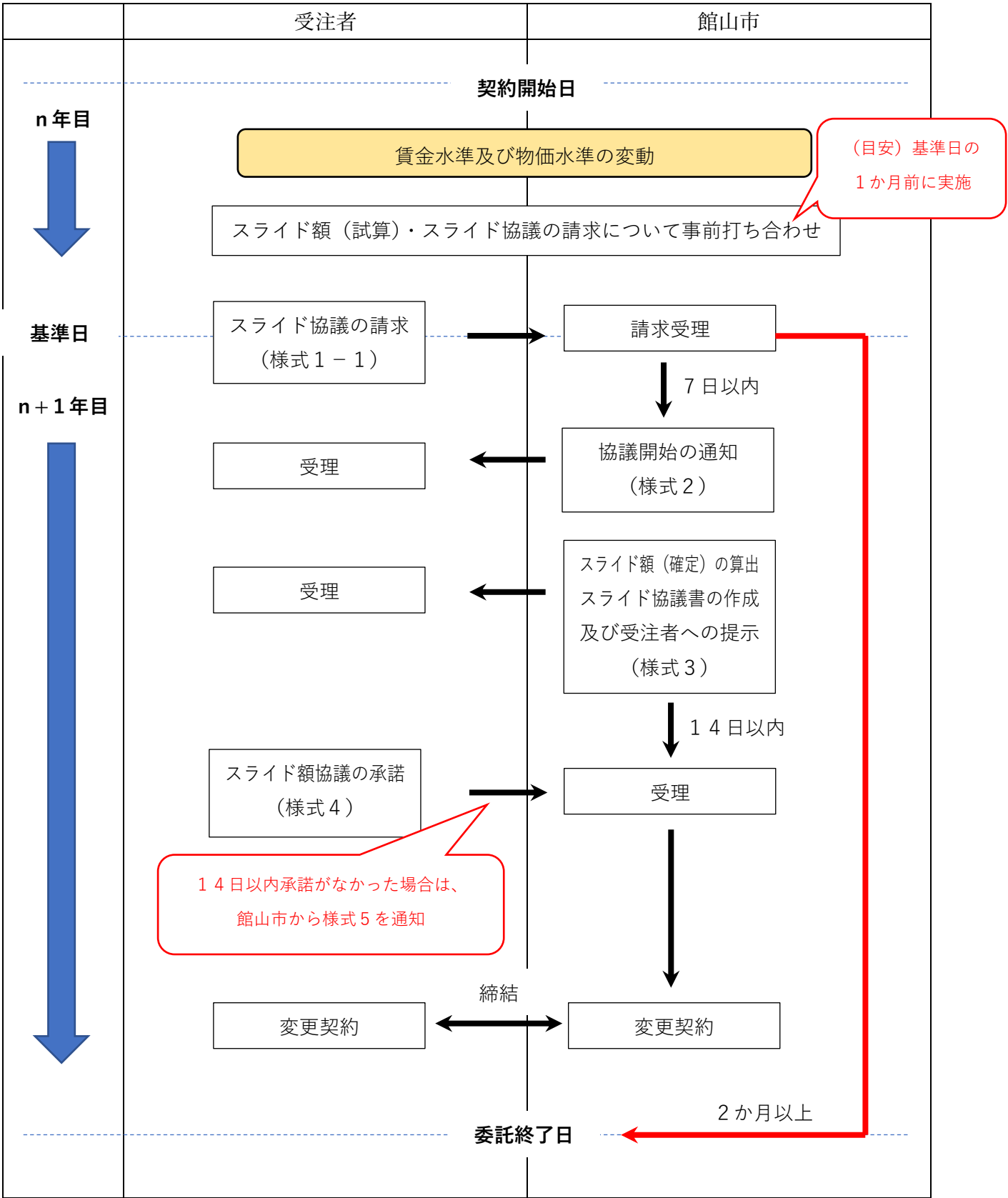
スライド条項の適用により契約金額を変更した場合は、次のとおり取り扱うものとします。

（1）賠償金等

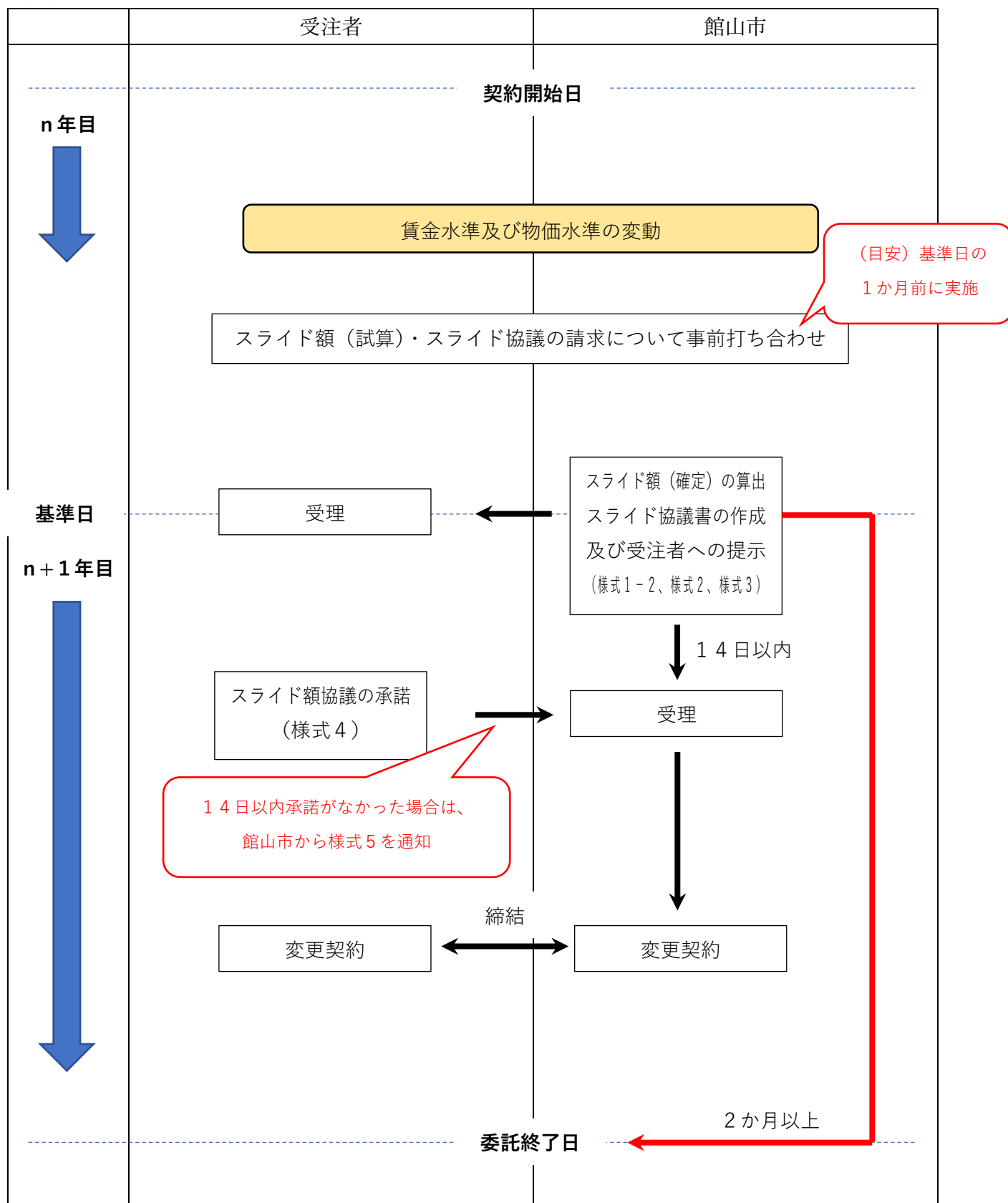
賠償金等（賠償金、損害金、違約金又は延滞金）は、変更後の契約金額を基に算出します。

9 スライド協議から契約変更に至るまでの事務手続の流れ（フロー図）

（１）受注者が請求する場合



(2) 館山市が請求する場合



10 予算措置について

スライド制度対象業務について、賃金水準等の変動により契約額の増額が見込まれる場合には、次により予算措置を行うものとします。

(1) 長期継続契約の場合

翌年度以降にスライドによる契約額の増額が見込まれる場合は、当該増額見込額を含めて当初予算を要求するものとします。

なお、物価動向等により増額見込額の算定が困難な場合は、補正予算又は流用等により対応するものとします。

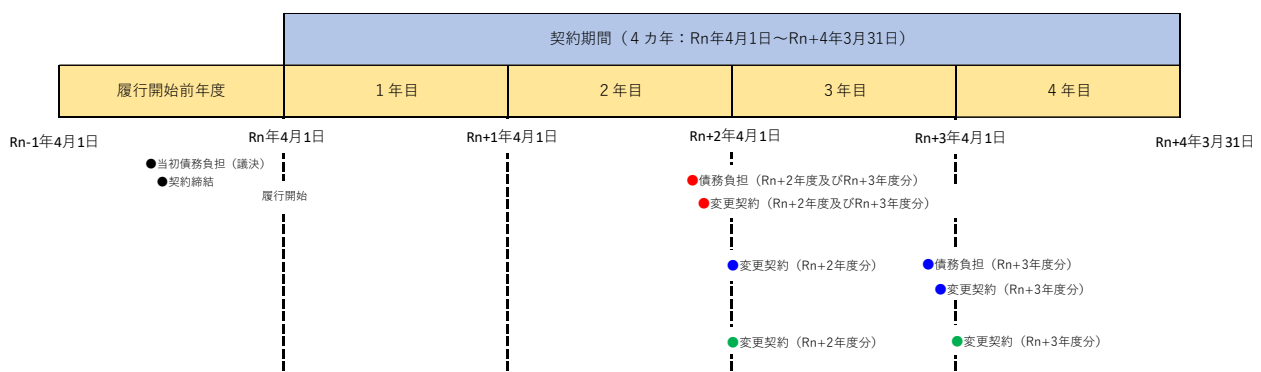
(2) 債務負担行為の場合

翌年度以降にスライドによる契約額の増額が見込まれる場合は、当該増額見込額を含めて当初予算を要求するものとします。

なお、物価動向等により増額見込額の算定が困難な場合は、補正予算又は流用等により対応するものとします。

なお、当初契約が債務負担行為（議決）によるもののうち、変更契約日の属する年度以降の変更をしようとする場合は、再度債務負担行為の議決が必要となります。

＜イメージ図（金額は例）＞



ケース1 3年目と4年目に増額スライド各100万円（合計200万円）、Rn+1年度中にRn+2年度及びRn+3年度分の変更契約を締結
→Rn+1年度中にRn+2年度及びRn+3年度分の再度の債務負担行為（議決）が必要

ケース2 3年目と4年目に増額スライド各100万円（合計200万円）、Rn+2年度にRn+2年度分及びRn+3年度分の変更契約を締結
→Rn+2年度中にRn+3年度分の再度の債務負担行為（議決）が必要 / Rn+2年度分の再度の債務負担（議決）は不要

ケース3 3年目と4年目に増額スライド各100万円（合計200万円）、Rn+2年度とRn+3年度にそれぞれ変更契約を締結
→再度の債務負担行為（議決）は不要

賃金水準等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

第 1 条 発注者又は受注者は、委託開始日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準等の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

第 2 条 発注者又は受注者は、前条の規定による請求があった場合は、変動前契約金額（未履行分）と変動後契約金額（未履行分）との差額について協議するものとする。

2 前項の差額が、変動前契約金額（未履行分）の1,000分の15を超える場合は、その超える額について契約金額を変更するものとする。

3 変動前契約金額（未履行分）及び変動後契約金額（未履行分）の算定方法その他契約金額の変更に係る詳細事項については、別紙「賃金水準等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条に係る特記仕様書」に定める。

第 3 条 変動前契約金額（未履行分）及び変動後契約金額（未履行分）は、契約金額変更の基準とした日をもとに賃金水準等の変動率等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、請求に係る協議書を発出した日から14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

第 4 条 第 1 条の規定による請求は、この特約条項の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同条中、「委託開始日」を、「直前のこの特約条項に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

第 5 条 第 3 条に基づく請求に係る協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 条の請求を行った日又は受けた日から7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

賃金水準等の変動に基づく契約金額の変更に係る
特約条項第 1 条に係る特記仕様書

本業務委託は賃金水準等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、契約金額変更の基準とした日における契約金額（未履行分）のうち、直接人件費並びに物品費、業務管理費及び一般管理費とし、本業務委託における直接人件費とは、受注者が本業務委託に直接従事する者に、本業務委託に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。なお、本業務委託に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び子ども・子育て拠出金等の法定福利費は、変動の対象とはならない。
- 2 本業務委託における賃金水準は、次のものをいう。
 - ☐ 千葉県最低賃金
 - ☐ 民間給与実態調査（千葉千葉県人事委員会公表）
 - ☐ その他（ ）
- 3 本業務委託における変更金額算定の基礎となる資料は、次のとおりとする。
 - ☐ 本市設計書
 - ☐ 受注者から入札（見積）時に提出される積算内訳書等

入札・プロポーザル参加にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準等の変動に基づく契約金額の変更）」を適用する契約です。

賃金水準等に一定以上の変動が生じた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

入札又はプロポーザル方式による企画提案にあたっては、履行開始から12か月以降の賃金水準及び物価水準の変動リスクを加味しない金額を提示してください。

入札の場合、落札者又は落札候補者となった者は、別紙「積算内訳書」を提出してください。プロポーザル方式の場合、参加申込者は、参加申込みの際に別紙「積算内訳書」を提出してください。

※詳細については、本市ホームページに掲載の「複数年にわたる業務委託契約へのスライド条項の適用について」をご覧ください。

※変更契約にあたっては、発注者と受注者で変更金額等について協議を行います。スライド額協議請求書（様式1-1）を、委託開始日から12か月（2回目以降は前回スライド基準日から12か月）経過した後に提出してください。

見積書提出にあたっての注意事項

本業務は、契約締結後の賃金又は物価の変動に対応するため、契約書に定めるスライド条項を適用する予定であることから、見積書の作成に当たっては、次の事項に留意してください。

1. 見積金額は、見積書提出時点における賃金及び物価その他の価格水準に基づいて算定し、将来における賃金、物価その他の価格変動をあらかじめ見込んだ額を加算しないでください。
2. 年度ごとの見積金額に差異がある場合は、その差異が業務量、業務内容その他の合理的な要因によるものであることが確認できるよう、その理由を記載してください。
3. 見積書の提出に併せて、別紙「積算内訳書」を提出してください。なお、当該積算内訳書は、契約締結後にスライド条項に基づく契約金額の変更を行う場合の基礎資料として使用します。
4. 契約締結後に賃金又は物価の変動が生じた場合は、契約書に定めるスライド条項に基づき、契約金額の変更の適用の可否及び変更額について協議することがあります。

(別紙5)

受注者各位

館山市

労働者への適切な賃金の引き上げについて

本契約変更は、賃金水準等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項（スライド条項）に基づき行うものです。

つきましては、スライド条項の趣旨をご理解いただき、労働者への賃金の引き上げについて適切に対応していただきますようお願いいたします。

なお、対応状況を確認するために、館山市より照会をさせていただく場合があります。

[受注者からの請求]

日付欄には請求書の提出日を記載します。提出は委託開始日から12か月経過後となります。

(様式1-1)

年 月 日

スライド額協議請求書

(あて先) 館山市長

受注者

所在地

商号又は名称

代表者(受任者)職氏名

賃金水準等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条の規定に基づき次のとおり、契約金額の変更を請求します。

委託業務名			
契約日	契約書に記載されている内容を記入します。	年 月 日	
現契約金額			円
委託期間		年 月 日から	年 月 日まで
希望基準日		年 月 日	

- ・希望基準日は、請求書を提出した日以降の日付を記入すること。
ただし、希望基準日以降の残りの委託期間が2か月以上あることが必要です。

[市からの請求]

日付欄には請求書の提出日を記載する。提出は委託開始日から12 か月経過後となります。

(様式 1 - 2)

館〇〇第〇〇号
年 月 日

スライド額協議請求書

(受注者) 様

館山市長 〇〇 〇〇

賃金水準等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条の規定に基づき次のとおり、契約金額の変更を請求します。

委託業務名						
契約日			年	月	日	
現契約金額					円	
委託期間		年	月	日から	年	月 日まで
希望基準日			年	月	日	

契約書に記載されている内容を記入します。

- ・希望基準日は、請求書を提出した日以降の日付を記入すること。
ただし、希望基準日以降の残りの委託期間が 2 か月以上あることが必要です。

担当：〇〇部〇〇課

TEL：〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

FAX：〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

E-mail：〇〇〇〇〇@city.tateyama.chiba.jp

[市→受注者]

(様式2)

請求者が市または受注者のいずれの場合でも市が作成し、受注者へ通知します。

館〇〇第〇〇号
年 月 日

スライド額協議開始日等通知書

(受注者) 様

請求のあった日から7日以内に、市から通知します。

館山市長 〇〇 〇〇

年 月 日付け「スライド額協議請求書」について、賃金水準等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第3条及び第5条の規定により、次のとおり基準日及びスライド額協議開始日を定めたので通知します。

委託業務名	
基準日	年 月 日
スライド額 協議開始日	年 月 日

特段の理由がない限り、本通知日と同日とします。

担当：〇〇部〇〇課

TEL：〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

FAX：〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

E-mail：〇〇〇〇〇@city.tateyama.chiba.jp

館〇〇第〇〇号
年 月 日

スライド額協議書

(受注者) 様

館山市長 〇〇 〇〇

年 月 日付け「スライド額協議請求書」について、賃金水準等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第3条の規定によるスライド額を、次のとおりとしたいので協議します。

この協議に基づく契約金額の増額分については、労働者への賃金の引き上げについて適切に対応していただきますようお願いします。

なお、ご異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

委託業務名	
基準日	年 月 日
変動前契約金額 (未履行分)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後契約金額 (未履行分)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約変更予定時期	協議が整い次第、速やかに行う。
回答期日	年 月 日

減額スライドの際には、赤字の文言を削除したものを使用します。

本通知日から起算して14日目とします。

担当：〇〇部〇〇課

TEL：〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

FAX：〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

E-mail：〇〇〇〇〇@city.tateyama.chiba.jp

[受注者→市] 契約金額の変更がある場合

(様式4)

年 月 日

承 諾 書

(あて先) 館 山 市 長

受注者

所 在 地

商号又は名称

代表者(受任者) 職氏名

年 月 日付け館〇〇第〇〇〇号により協議があったスライド額については、次のとおり承諾します。

委託業務名	
基準日	年 月 日
変動前契約金額 (未履行分)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後契約金額 (未履行分)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

市から送付された協議書の内容を記入します。

[市→受注者] 回答期日までに承諾書がなかった場合
契約金額の変更がある場合

(様式5)

回答期日までに承諾書の提出がないときは、市が作成し、
受注者に通知します。

館〇〇第〇〇号
年 月 日

スライド額通知書

(受注者) 様

館山市長 〇〇 〇〇

年 月 日付け館〇〇第〇〇〇号によりスライド額の協議をしましたが、協議が
整わず、年 月 日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

つきましては、スライド賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第3条の規定
により、スライド額を次のとおり定めましたので通知します。

委託業務名	
基準日	年 月 日
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約変更予定時期	速やかに行う。

担当：〇〇部〇〇課

TEL：〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

FAX：〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

E-mail：〇〇〇〇〇@city.tateyama.chiba.jp